京都市職員定数条例の一部を改正する条例(令和4年3月30日京都市条例第34号) (行財政局人事部人事課)

事業内容及び業務執行体制の見直し等に伴い、次のとおり職員の定数を改定することとしました。

種別	改正前の定数	改正後の定数	差引増減
市長の事務部局の職員	人 7,603	人 7,530	人 △73
議会の事務部局 の職員	4 0	4 0	0
選挙管理委員会 の事務部局の職 員	3 4	3 4	0
監査委員の事務 部局の職員	2 6	2 6	0
教育委員会の事 務部局及び教育 委員会の所管に 属する教育機関 の職員	8,941 (うち校長及び 教員7,528人)	8,939 (うち校長及び 教員7,526人)	△2 〔 うち校長及び 教員 △2人〕
人事委員会の事 務部局の職員	1 7	1 7	0
農業委員会の事 務部局の職員	1 3	1 3	0
消防職員	1, 784	1, 735	△49
公営企業の職員 交通事業	1, 927	1, 927	0
公営企業の職員 水道事業	1, 192	1, 169	△23
合 計	21, 577	21, 430	△147

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第 3 4 号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「7,603人」を「7,530人」に改め、同項第5号中「8,941人」を「8,939人」に、「7,528人」を「7,526人」に改め、同項第8号中「1,784人」を「1,735人」に改め、同項第9号イ中「1,192人」を「1,169人」に改め、同項中「21,577人」を「21,430人」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)